

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

江津市長 中村 中

市町村名 (市町村コード)	江津市 (322075)	
地域名 (地域内農業集落名)	谷住郷 (船津、谷、入野、長戸路、天神郷、妙見谷、市、下の原、大口、後山中、狭間、志谷、川戸、町、高尾、月之夜、三田地)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月25日 (第1回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・認定農業者 3 者 (3 法人) を含む 3 法人 6 個人が地域の農業を担う者として在する。
- ・上記担い手による集積率は約 28%。
- ・平坦な農地がまとまっている下の原集落、大口集落を除き、川沿いの狭あいな農地が大半を占め、これらの地域では高齢化による担い手不足が顕著である。
- ・水稲、有機農産物 (麦等)、茶、産直野菜、そば、コケ等、多様な農業が展開されているが、エリア内にある製茶工場の老朽化が進んでいることから、茶に代わる農作物 (茶畑の有効利用方法) を検討する必要がある。
- ・水害多発地域であり、治水事業による集団移転に伴い通い耕作となっている集落がある。
- ・圃場整備は概ね完了【H9~13 (谷)、H11~16 (下の原)、H5~23 (上口)、H17~20 (押手)、H19~25 (妙見谷、大口)】

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地域の特性を生かした多様な農業の持続体制構築エリア。
- ・農業法人への効率的な農地集積と若手の担い手の確保・育成。
- ・作物ごとのブロック構築と茶に代わる地域産品の創出。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	77 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	36 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方 (範囲は、別添地図のとおり)

- ・地域農業を担う者が現に耕作している農地と、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金の対象となっている農地に加え、協議の場参加者等が将来にわたって守ることを望む農地を、農業上の利用が行われる農用地等の区域とし、それ以外の農地を保全・管理等が行われる区域とする。

注 : 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・谷集落：既に耕作している農業法人が縮小、撤退の可能性があり、担い手が不足し高齢化が進んでいることからレッドゾーンとし、利活用方法を検討する。 ・長戸路集落：担い手不在であることから、レッドゾーンとし、利活用方法を検討する。 ・市集落・妙見谷集落・天神郷集落：担い手が一定程度耕作している箇所はグレーゾーンとし、集積できるよう条件改善を検討する。担い手が耕作していない箇所についてはレッドゾーンとし、利活用方法を検討する。 ・下の原集落：エリア内で最もまとまった農地があり、比較的担い手への集積も進んでいることからブルーゾーンとする。 ・大口集落：通り耕作が行われており、集積には一定の課題があることからグレーゾーンとし、通り耕作による負荷軽減及び新規就農者の参入を目指す。 ・高尾集落：農業法人が有機野菜の施設栽培を行っており、引き続き利用する意向であることから、ブルーゾーンとする。 ・上記に記載のない集落の農地については、段階的に保全・管理に移行する区域とする。
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <p>担い手の経営意向を斟酌しながら、順次中間管理機構による集積を進めていく。</p>
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <p>エリア内の一部集落で小規模基盤整備（暗渠排水・区画形状の改善、農道の拡幅等）が必要。 下の原集落における農業用水の取水施設が老朽化しており、事業を活用しながら修繕を行う。</p>
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>個人の直売所出荷者が多いエリアであり、その維持を図りつつ、新たな出荷者の確保・育成を目指す。</p>
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>当エリアには農業支援サービス事業者が不在。</p>

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

<p>【選択した上記の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ・サルによる農業被害が大きいため、地域と行政が連携し対策を講じていく。 ・一部の施設及び露地で有機栽培が行われている。主に露地の有機JAS認証面積の拡大を図り、収益性の向上を目指す。 ・農業上の利用が困難な農地については、省力作物の導入等を検討し、保全・管理を行う。 ・通り耕作となっている集落において、農業用倉庫などの整備について検討する。 ・茶の加工場の稼働が終了した場合、茶の生産に影響が出る可能性があり、早めに対策を検討する必要がある。
--